

「ワライグマ基地のだ みんなの居場所」会則

第1章 総則

第1条（名称）

本団体は「ワライグマ基地のだ みんなの居場所」と称する。

第2条（目的）

本団体は、不登校や引きこもり状態にある青少年および高齢者、地域のすべての方が安心して過ごせる居場所を提供し、社会復帰や生活支援、居場所支援を行うことを目的とする。

第3条（活動内容）

本団体は、前条の目的を達成するために、次の活動を行う。

1. 居場所の運営および提供
2. 相談支援、学習・就労支援活動
3. 社会復帰や生活改善を目指したプログラムの実施
4. 関係機関との連携
5. 地域社会への啓発活動
6. その他、目的を達成するために必要な活動

第4条（所在地）

本団体の事務所を以下に置く。

千葉県野田市大殿井185-1-201

第2章 会員

第5条（会員資格）

本団体の目的に賛同し、活動に参加する意思を有する者を会員とする。

第6条（会員の種類）

本団体の会員は、次の2種類とする。

1. 正会員（運営に携わり、活動に参加する者）
2. 賛助会員（団体を資金面で支援する者）※一口1000円

第7条（会員の権利および義務）

1. 会員は、団体の活動に参加する権利を有する。
2. 会員は、会則を遵守し、団体の目的達成に努める。

第8条（会費）

本団体の会員は、以下に定める会費を納入しなければならない。

1. 正会員 1000円（年間）

2. 賛助会員 一口1000円

第3章 役員

第9条（役員の種類）

本団体に次の役員を置く。

1. 代表
2. 副代表
3. 事務局長
4. 会計
5. 会計監査
6. その他必要に応じて設置する役員

第10条（役員の選出）

役員は、総会において選出する。

第11条（役員の任期）

役員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、後任が選出されるまで、その職務を遂行するものとする。

第12条（役員の職務）

1. 代表は、団体を代表し、その業務を統括する。
2. 副代表は、代表を補佐し、代表が欠けたときにはその職務を代行する。
3. 事務局長は、団体の事務を管理する。
4. 会計は、団体の財務を管理し、総会に報告する。
5. 会計監査は、団体の財務に関する監査を行い、その結果を総会に報告する。

第4章 会議

第13条（総会）

1. 総会は、年に1回開催し、代表が招集する。
2. 総会は、次の事項を審議し、決議する。
 1. 会則の変更
 2. 役員の選出
 3. 会費の決定
 4. 活動方針および予算の承認
 5. その他重要事項

第14条（役員会）

役員会は、必要に応じて代表が招集し、団体の運営に関する事項を審議・決定する。

第5章 会計

第15条（会計年度）

本団体の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第16条（会計監査）

会計は、毎年度終了後、速やかに決算報告書を作成し、監査を受けなければならない。

第6章 解散

第17条（解散）

本団体は、総会の決議により解散することができる。

第18条（残余財産の処分）

団体解散時の残余財産は、総会の決議により、類似の目的を持つ他の非営利団体に寄付するものとする。

第7章 雜則

第19条（会則の改正）

本会則の改正は、総会において出席者の3分の2以上の賛成をもって行う。

附則

本会則は、令和6年9月1日から施行する。